

生物多様性保全推進交付金交付要綱

環自計発第 080501002 号
平成 20 年 5 月 1 日

(通則)

第 1 条 地域生物多様性保全活動支援事業に係る交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)及び生物多様性保全推進支援事業実施要綱(平成 20 年 5 月 1 日付環自計発第 080501001 号。以下「実施要綱」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

なお、この要綱の細部については、別途生物多様性保全推進交付金取扱要領(以下「取扱要領」という。)に定めるところによるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この交付金は、地方公共団体(都道府県、市町村及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 281 条に規定する特別区をいう。)又はその他の団体であって、それに代わる者として自然環境局長が承認した者(以下、「地方公共団体等」という。)の参加を得た地域生物多様性協議会(以下、「協議会」という。)を事業の実施者とし、これが行う地域における生物多様性保全再生に資する取組みに対し、必要な経費を国が交付することにより、地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援し、もって自然共生社会づくりの推進を図ることを目的とする。

(交付先)

第 3 条 この交付金は、あらかじめ承認を受けた協議会に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象となる事業)

第 4 条 この交付金を充てることができる事業は、あらかじめ承認を受けた事業計画に基づく事業であって、以下の(1)～(3)に掲げるものとする。

(1) 野生動植物保護管理対策

地域における適正な野生動植物保護管理対策及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策にかかる地域の活動を支援するもの。

(2) 外来生物防除対策

外来生物等により、地域の生態系や住民の生命・身体に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、地域における外来生物防除にかかる活動を支援するもの。

(3) 重要生物多様性地域保全再生

国土の生態系ネットワークの要となる地域における生物の生息環境の保全再生、地域固有の生物多様性の保全上重要な地域の保全再生のための事業な

ど、生物多様性保全上重要な地域における活動を支援するもの。

(交付額、交付対象経費)

第5条 環境大臣(以下「大臣」という。)は、協議会が第4条に掲げる事業(以下「交付金事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が承認した経費(以下「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付額の算定基準)

第6条 この交付金の交付額は、別表に掲げる総事業費から寄付金その他の収入額を差引いた額、交付対象経費の支出予定額及び基準額を比較して最も少ない額に別表の補助率を乗じて算出した額とするものとし、この場合の額は消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による生物多様性保全推進交付金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を大臣に提出しなければならない。

2 協議会は、交付金の交付申請に当たって、当該交付金事業における仕入に係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)(以下「消費税等相当額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第8条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、原則として、当該交付申請書の到達した日から起算して2か月以内に内容の審査を行い、交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の規定による交付決定を行ったときは、別記様式第2号による地域生物多様性保全活動支援事業費交付金交付決定通知書を協議会あてに送付するものとする。

3 大臣は、交付の決定を行うに当たっては、第7条第2項の規定により当該交付金事業に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

4 大臣は、交付の申請がなされた全ての交付金事業について、当該消費税等相当額について、交付金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付条件)

第 9 条 この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 交付金事業として、第 4 条に掲げる事業を行う場合には、当該事業を実施するために必要な経費の 2 分の 1 を限度として交付金を充てること。

(2) 交付金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを交付金事業の完了した日 (第 12 条の規定により交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。

2 前項に掲げる条件のほか、大臣は、交付金事業の実施に関し必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第 10 条 交付金の交付決定通知を受けた協議会は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付金の交付申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第 8 条第 2 項の規定による通知を受けた日から起算して 20 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付金事業の変更)

第 11 条 協議会は、交付金の交付決定通知を受けた後において、交付金事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、別記様式第 3 号による生物多様性保全推進交付金事業変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

交付金事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、協議会又は協議会の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に交付金事業の目的達成に資するものと考えられる場合

交付の目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 前項の承認をする場合においては、第 8 条の規定を準用する。

(交付金事業の中止又は廃止)

第 12 条 協議会は、交付金事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第 4 号による生物多様性保全推進交付金事業中止 (廃止) 承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金事業の遅延の報告)

第 13 条 協議会は、交付金事業が予定期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第 5 号による生物多様性保全推進交付金事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 14 条 協議会は、交付金事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第 6 号による生物多様性保全推進交付金状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 15 条 協議会は、交付金事業が完了した日（第 12 条の規定により交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）から起算して 1 カ月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別記様式第 7 号による生物多様性保全推進交付金事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該承認に基づく期限によることとする。

3 協議会は、第 7 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 16 条 大臣は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付決定の内容（第 11 条に基づく承認をした場合は、その承認をした内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、協議会に通知するものとする。

2 大臣は、協議会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して 20 日以内とする。

4 大臣は、前項の期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第 17 条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 協議会は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第 8 号による生物多様性保全推進交付金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。ただし、概算払いにより交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第 6 号による生物多様性保全推進交付金状況報告書を併せて大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 18 条 大臣は、第 12 条の規定による交付金事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

(1) 協議会が、この要綱の規定に違反したことにより受けた大臣の処分又は指示に従わない場合

(2) 協議会が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

(3) 協議会が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 第 8 条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合(第 1 項第 4 号に規定する場合を除く。)には、当該返還命令に係る交付金を協議会が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 条第 3 項の規定を準用する。

5 大臣は前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(取得財産等の管理)

第 19 条 協議会は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 協議会は、取得財産等について、別記様式第 9 号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限)

第 20 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械、重要な器具及び工作物とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

- 3 協議会は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別に定める様式を提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認をする場合においては、前条第3項の規定を準用する。
- 5 前項の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

(消費税等相当額の確定に伴う交付金の返還)

- 第21条 協議会は、事業完了後に、消費税の申告により当該交付金に係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号による生物多様性保全推進交付金事業の仕入に係る消費税等相当額報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(その他)

- 第22条 特別の事情により、第6条、第7条、第10条、第11条、第13条及び第15条に定める算定方法又は手続等によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、交付金事業の実施に関し必要な事項は、大臣が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成20年5月1日から適用する。

(別表)

1 交付対象経費	2 基準額	3 補助率
交付金事業を行うために必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、資材購入費、無償労務費	大臣が承認した額	1 / 2

環 境 大 臣 殿

(協 議 会 の 長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金交付申請書

標記の交付金に係る事業を実施したいので、生物多様性保全推進交付金交付要綱（平成 20 年 5 月 1 日付環自計発第 080501002 号）第 7 条の規定に基づき、交付金の交付を願いたく、関係書類を添えて申請する。

1 . 交 付 金 申 請 額 金 _____ 円也

(うち消費税及び地方消費税相当額 _____ 円)

2 . 交 付 金 所 要 額 調 書 (別 紙 1 - 1)

3 . 事 業 計 画 書 (別 紙 1 - 2)

4 . 総 事 業 費 内 訳 書 (別 紙 1 - 3)

(別紙 1 - 1)

平成 年度 交付金 所要額 調査書

事業名 _____

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	交付対象 経費 (D)	基準額 (E)

交付金 基本額 (F)	補助率 (G)	交付金 所要額 (H) = (F) × (G)	仕入に係る 消費税等 相当額 (I)	要交付金 所要額 (J) = (H) - (I)	備考

- 注 1 (A) 欄には、交付事業に要するすべての経費を記入すること。
- 2 (B) 欄には、寄付金その他の収入額を記入すること。
- 3 (C) 欄には、(A) から (B) を差し引いた額を記入すること。
- 4 (D) 欄には、交付対象経費の支出予定額を記入すること。
- 5 (F) 欄には、(C)、(D)、(E) を比較して最も少ない額を記入すること。
- 6 (I) 欄には、当該交付金にかかる消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記載すること。
- 7 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

積算内訳

(単位：円)

支出科目	予定額	積算内訳
合計		

注1 積算内訳は、できる限り詳細に記入すること。

2 消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙 1 - 2)

事業計画書

1. 平成 年度交付金事業の内容

(1) 平成 年度交付金事業の概要

(2) 個別交付金事業の概要
ア 事業

イ 事業

ウ ××事業

2. 平成 年度交付金事業の実施により期待される効果

3. 平成 年度交付金事業の特色等

4 . 交付金事業年度別事業計画

	事業内容
初年度の 事業計画	
2年度目の 事業計画	
3年度目 以降の 事業計画	

(別紙 1 - 3)

総事業費内訳書

事業名 _____

(単位:円)

総事業費	総事業費内訳			備考
	国庫交付金	協議会の負担金	その他	

- 注 1 「総事業費」欄には、(別紙 1 - 1)交付金所要額調書による総事業費を記載すること。
- 2 財源内訳の国庫交付金以外の財源で決定していないものについては、見込額を記載すること。
- 3 「その他」欄には、本交付金以外に国又は独立行政法人等からの補助金等があれば記載すること。

平成 年度生物多様性保全推進交付金交付決定通知書

(協 議 会 名)

平成 年 月 日付《文書番号》で申請のあった平成 年度生物多様性保全推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

1. 交付金交付の対象となる事業は、「《交付対象事業名》」とし、その内容は、交付金交付申請書記載のとおりとする。
2. 交付対象経費及び交付金の額は次のとおりである。

(単 位 : 円)

事 業 名	交付対象経費	交付額

3. 交付金事業を行うものは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）生物多様性保全推進交付金交付要綱（平成 20 年 5 月 1 日付環自計発第 080501002 号）に従わなければならない。
4. この交付金は、同交付要綱第 9 に掲げる事項を条件として交付する。
5. 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、この通知書を受けた日から起算して 20 日以内とする。

環 境 大 臣 殿

(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金
(事業計画・経費配分) 変更承認申請書

平成 年度生物多様性保全推進交付金に係る(事業計画・経費配分)を次のとおり変更したいので、生物多様性保全推進交付金交付要綱(平成20年5月1日付環自計発第080501002号)第11条の規定により承認願いたく関係書類を添えて申請する。

1. 事業名

2. 変更の内容

3. 変更の理由

- 注1 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。
2 添付書類は、別記様式第1号に準じて変更部分について作成すること。
3 別記様式第1号の添付書類のうち交付金所要額調書(別紙1-1)の額が変更されるときは、当該変更部分について変更前の額を、変更後の額の上部に()書きにより併記すること。

環 境 大 臣 殿

(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金
事業中止(廃止)承認申請書

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業を次のとおり中止(廃止)したいので、生物多様性保全推進交付金交付要綱(平成20年5月1日付環自計発第080501002号)第12条の規定により承認願いたく申請する。

1. 事 業 名

2. 中止(廃止)の理由

3. 中止(廃止)後の措置

注 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。

環 境 大 臣 殿

(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業遅延報告書

平成 年 月 日付環自計発第 号をもって生物多様性保全推進交付金の交付決定を受けた交付金事業について、生物多様性保全推進交付金交付要綱（平成20年5月1日付環自計発第080501002号）第13条の規定により、次のとおり報告する。

1. 事 業 名
2. 遅延の内容及び原因
3. 遅延に係る金額
4. 遅延に対して執った措置
5. 遅延等が交付金事業に及ぼす影響
6. 事業の遂行及び完了の予定

注 事業の進捗状況を示した計画表を当初と変更後を対比のうえ作成し、添付すること。

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業状況報告書

事業名

(単位：円)

協議会名	事業名	事業期	事業間	事業費	交付金額 相当額 (A)	うち交付金額 相当契約額		うち交付金額 相当支出済額		支 出 予 定 額			
						月 まで累計 (B)	(B)/(A) (%)	月 まで累計 (C)	(C)/(A) (%)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期

注：千円未満は四捨五入で作成すること。

環 境 大 臣 殿

(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業実績報告書

平成 年 月 日付環自計発第 号をもって生物多様性保全推進交付金の交付決定を受けた交付金事業に係る実績について、生物多様性保全推進交付金交付要綱(平成20年5月1日付環自計発第080501002号)第15条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 交付金精算額 金 円也

(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2. 事業実施期間

事業開始 平成 年 月 日
事業終了 平成 年 月 日

3. 交付金精算額調書(別紙7-1)

4. 交付金受入状況調書(別紙7-2)

5. 事業実施報告調書(別紙7-3)

6. 総事業費内訳書(別紙7-4)

7. 添付資料

事業の実績を示す資料

- ・ 交付対象経費に係る請求書又は領収書の写
- ・ 請負契約書の写
- ・ 活動の状況等、事業の実施状況を示す写真(施行中及び施行後の写真)など

注 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。

(別紙7 - 1)

平成 年度 交付金 精算額 調書

事業名 _____

(単位:円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	交付対象 経費 (D)	基準額 (E)	交付金 基本額 (F)	補助率 (G)

交付金 所要額 (H) = (F) × (G)	仕入に係る 消費税等 相当額 (I)	要交付金 所要額 (J) = (H) - (I)	交付 決定額 (K)	交付金 受け入れ 予定額又は 受入済額 (L)	差引 過不足額 (M)	備考

- 注1 (A) 欄には、交付事業に要するすべての経費を記入すること。
2 (B) 欄には、寄付金その他の収入額を記入すること。
3 (C) 欄には、(A) から (B) を差し引いた額を記入すること。
4 (D) 欄には、交付対象経費の支出予定額を記入すること。
5 (F) 欄には、(C)、(D)、(E) を比較して最も少ない額を記入すること。
6 (I) 欄には、当該交付金にかかる消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記載すること。
7 (K) 欄には、既に交付決定を受けた額を記入すること。
8 (L) 欄には、(K) 欄のうち交付を実際に受けた額又は受入予定額を記入すること。
9 (M) 欄には、(L) 欄の額から (J) 欄の額を差し引いた額を記入すること。
10 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

支出済額内訳

(単位:円)

支 出 科 目	支出済額	支 出 済 額 内 訳
合 計		

注1 積算内訳は、できる限り詳細に記入すること。

2 消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙7 - 2)

交 付 金 受 入 状 況 調 書

事業名

区 分	交 付 金	受 入 年 月 日
受 入 額	円	平成 年 月 日
受 入 予 定 額	円	-
合 計	円	-

(別紙 7 - 3)

事業実施報告書

事業名		協議会名	
担当課名：		担当者名：	連絡先：
事業 内 容	事業の旨		
	目的		
	内容		
	成果又は進捗状況		
	今後の展望・対応方法等		

(別紙 7 - 4)

総 事 業 費 内 訳 書

事業名 _____

(単位：円)

総事業費	総 事 業 費 内 訳			備 考
	国 庫 交 付 金	協 議 会 の 負 担 金	そ の 他	

- 注 1 「総事業費」欄には、(別紙 7 - 1) 交付金精算額調書による総事業費を記載すること。
- 2 「その他」欄には、本交付金以外に国又は独立行政法人等からの補助金等があれば記載すること。

環 境 大 臣 殿

(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金精算払(概算払)請求書

平成 年 月 日付環自計発第 号をもって生物多様性保全推進交付金の
交付決定を受けた《事業名》について、精算払(概算払)を受けたいので、下記金
額を請求します。

記

1. 請 求 金 額 金 円也

2. 請 求 内 訳
(精算払の場合)

交 付 決 定 額	確 定 額 (A)	概算払受領済額 (B)	差 引 請 求 額 (A)-(B)
円	円	円	円

(概算払の場合)

交 付 決 定 額 (A)	概算払受領済額 (B)	今 回 請 求 額 (C)	残 額 (A)-(B)-(C)
円	円	円	円

(振込先)

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義・住所

注) 口座名義及び住所には、フリガナを付すこと。

別記様式第9号

取 得 財 産 管 理 台 帳 (平成 年度)

(単位：円)

取得者の 氏名・名称	財産名	規格	数量	単価	金 額	取 得 年月日	耐用 年数	保 管 場 所	備 考

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第20条第1項に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

環 境 大 臣 殿

(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業の
仕入に係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付環自計発第 号により交付決定通知があった生物多様性
保全推進交付金について、生物多様性保全推進交付金交付要綱（平成 20 年 5 月 1 日付
環自計発第 080501002 号）第 21 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|-----------|
| 1 . 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
第 15 条の交付金の額の確定額（平成 年 月 日
付環自計発第 号による額の確定通知額） | 金 _____ 円 |
| 2 . 交付金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相
当額 | 金 _____ 円 |
| 3 . 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入
に係る消費税等相当額 | 金 _____ 円 |
| 4 . 交付金返還相当額（「 3 .」 - 「 2 .」） | 金 _____ 円 |
| 5 . 参考となるその他書類（ 3 . の金額の積算の内訳
等） | |